

平成24年度 具体的な節電対策について

節電目標 『電気は必要な時、必要な場所で、必要な分だけ使いましょう。』

東京都環境確保条例の温室効果ガス排出削減義務の達成のため、前年度の使用電力量を目標とする。

夏季節電強化期間 平成24年 7月 2日から同年 9月28日まで
(時間帯 午前9時00分から午後8時00分まで)

平成24年度の電力契約は3,850kW
平成23年度の電力契約は4,055kW
" 最大使用電力は3,680kW

	節電対策		
	第1段階 通常対応レベル	第2段階 緊急対応レベル	第3段階 緊急停止レベル
最大使用電力(kW)	3,500kW以下	3,500超 ~ 3,850kW以下	3,850kW超
1. 空調に係る節電	・使用していないエリアは空調を停止 ・冷房設定温度は28℃とする(夏季強化期間中) ・不快指数80以下での使用は控える(夏季強化期間中)	・空調・照明は各研究室で使用を半分程度に抑える。 (ゼミ等を実施して使用する部屋を減らす。実験等はピーク時間をずらして行う。等) ピーク時間は午後2時から4時	・空調・照明の緊急停止
2. 照明に係る節電	・無人の居室は消灯を徹底 ・照明器具の間引き、蛍光管の一部取り外し ・自然採光による窓側照明の消灯 ・昼休みは消灯の徹底		
3. OA機器、その他の機器に係る節電	・優先度の低い機器の電源停止(連続実験等を除く教育・研究に影響の少ないもの) ・パソコンの省エネ設定、ディスプレイの照度を下げる、長時間使用しないときはコンセントを抜く ・冷蔵庫は省エネ性能の高いものに更新、複数ある場合は集約して使用台数を減らす。(1990年代の製品は更新、私物の冷蔵庫は各自処分する。)		
4. サーバー等消費電力の大きな機器の節電	・優先度の低いサーバー等の電源停止 ・使用電力の大きい実験装置等のピーク時間外への運転時間の調整(特に気温の高い日)		
5. 共用部分に係る節電	・エレベーターは2台ある建物は1台のみ運転 ・エレベーター使用の自粛 ・洗浄便座の暖房便座、電気温水器、電気ポット等の電源停止 ・節水に努める	・自動ドアの停止	
6. 教職員・学生等への周知	・「電力見える化」システムの活用(トップページから1クリックで対前年同日の使用電力の比較を表示) ・節電ポスターによる啓蒙 ・節電等対策本部員および学生SAによる節電パトロールの実施		
		・一斉放送・メールによる緊急対応の実施の呼びかけ 別図参照	・一斉緊急放送による緊急停止の呼びかけ 別図参照

○ 使用電力量、
最大使用電力

・「電力見える化」システムにより平成23年度7月からの使用電力量、最大使用電力量等の確認できます。
<http://www.uec.ac.jp/about/activity/setsuden/mieruka.html>

○ その他

- ・空調運転は生命・身体确保安全に不可欠な場合(多人数の講義室)や教育研究活動上、長期継続実験等使用制限が困難な施設(クリーンルーム、計算機室等)については別途協議とする。
- ・第3段階3,850kWを越えると契約違約金を請求されます。また翌年度は前年度の最大電力量での契約となり基本料が高くなります。
- ・自動ドアの停止は使用電力量の予測に基づき、午前10時より順次停止する。
午後5時をもって解除とし順次運転を再開する。(運転停止中はバリアフリー等の対応、真に必要な場合以外は停止とする。)
- ・緊急対策(第2段階以上)の解除は、電力使用量の推移により解除し、メール、放送によりお知らせする。
メール・放送が無い場合は、午後8時をもって解除とする。
- ・学生の自習室・休憩室は東地区はB棟1階ロビー、生協食堂、西地区は西5号館1階ラウンジ、西食堂を利用し、講義室の使用は禁止する。